

# 文化三・四年日露紛争と松平定信

——松平定信「蝦夷地一件意見書草案」の紹介をかねて——

藤田 覚

## はじめに

一八世紀後半から伝えられたロシアの南下に関する風聞は、さまざまな波紋を国内に引き起こし、ロシアとの貿易による「富國」を構想する者、蝦夷地の開発による「富國」を構想する者、また、ロシアによる蝦夷地侵略の危機を指摘する者などが生まれた。ロシアの登場という、日本を取り巻く東アジア世界の変動の先端との接触は、政治、経済、文化の諸側面に多様な論議と政策論を生み出した。

ロシアとの関係は、ラクスマン、レザノフという二回にわたる使節の来日となって現実のものとなつた。それへの対応のなかで幕府は、寛永の「鎖国」令以来、曖昧なままで推移してきた対外的関係を明確にすることを迫られ、朝鮮・琉球・清国・オランダ以外とは新たに関係を持たないのがわが国の祖法である、という祖法としての鎖国を明確にした。それと同時に、外国船に対する攘夷主義的な強硬策もまた国法として定立された。

しかし、このような祖法としての鎖国、それを維持するための攘夷主義的の外国船取扱い法は、歐米列強と軋轢を引き起こし、ついには否定さ

れてゆく。その軋轢の初発であり、かつ国内に深刻な対外的危機感を生み出されたのが、一八〇六（一三）（文化三）（一〇）年のロシアとの紛争である。この紛争の経過およびさまざまな言説に関する井野邊茂雄『維新前史の研究』、『新北海道史』通説編などに詳しい。しかし、この日露紛争がもつた歴史的な意義については、なお掘り下げて検討する価値があると考えられる。

この文化期の日露紛争の歴史的な意義を考えるうえで、これから紹介する松平定信の「蝦夷地一件意見書草案」は重要な内容を持っている。この史料を紹介するとともに、この史料を通して、日露紛争がもつ近世後期の歴史上の意味を考えてみたい。

## 一、松平定信「蝦夷地一件意見書草案」について

この「蝦夷地一件意見書草案」（以下、「意見書案」と略称）は、北海道北見市の市立北見図書館に所蔵されており、同図書館が、一九七六年に古書店から購入したものである。「意見書案」は、松平定信が一八〇四（文化四）年の六月から八月にかけて、ロシアとの紛争の処理に関する幕府に提出した意見書の案文四通からなる。

松平定信が、この日露紛争に関する意見書を幕府に提出していたことは、今まで知られていない事実である。ただ、高澤憲治氏が、松平定信は將軍徳川家斉から日露紛争に関する意見を求められたらしいこと、及び蝦夷地派遣を命じられた若年寄堀田正敦と面談したことなどを、森山孝盛の日記「自家年譜」から紹介されている。<sup>(1)</sup>その六月六日の条によると、蝦夷騒動に関わって將軍のご機嫌伺いのため溜詰大名一同が登城したところ、定信だけが將軍の御前に残り暫く面談したという。また、同月二十日の条によると、六月十九日に定信が堀田正敦の屋敷を訪れ数刻面談したが、以前にもそのようなことがあったという。これらの史料から、日露紛争に関わって定信の知見・見識を活用しようとする動きが幕府内部にあったことは疑いない。

定信自身は『花月日記<sup>(2)</sup>』の一八一八（文政一）年五月十六日の条に、ちょうどその時にイギリス人ゴルドンが、貿易を求めて浦賀に渡来するという事件がおこり、それと絡めて天明期以来のロシアとの関係を回顧するような形で、つぎのように記している。

けにこのゑみしの事はもとよりけふの事ならず、いまはたおほく来らんなどおとろくは、かのおとろくへき時はおとろかてかくありしなり、必らすこたひの事事なくすまは、また忘れて月日をは経ぬへし、いかにしたるおさなき心かなゝと餘りの事に思へと、草庵中にていふべき事ならねは、とはすかたりにかいをきぬ、もとは天明の中のころ、おろしやのものゑそのラツコ嶋をわかものとせしこと聞えて、射利のともから大體しらざるものらさま／＼とはかり候うちに、御代はかはりにき、翁か在職のときもこの事盛に評論ありて、水翁かたくひはしきりに何くれといひ給ひしにや、只松前へ打まかせありて南部・つかの両家にてさかひを守り、いつ・あは・上下の州なんとの御かためあり、諸国の備そなはりたらは事たるへしとの公論に帰したるに、寛

政六つ七つのころ、それが為にいつの海岸などみめぐりしこともありし、おろしやより船出して幸太夫などいふ漂流のものつれ來りて通商の事をねかひたれば、幸太夫をはうけとりて、すへて願ひはこなたにてはとりあくへき地にあらす、長崎へ行へして長崎入港のしるしをも給ひて其船はかへりにけり、其後たえておともなかりければ、例の人々わすれし斗になりて、海岸の御備へもまつやむへしと執政の下知せられしとや聞ゆ、後にきけば、おろしやの国みたれて通商なんとの事にも及はて年をへしと也、そのゝち文化のころ、かの国信牌をもちて長崎へ來りて通商を願ひ、あまたのさゝけものしてけり、この処置いと難事なりとは思へと、翁はそのおりはその職ならねは口とちてゐるへけれど、これもまたほいならず、みす／＼乱れのはしともなるへければと思ひて、二たひ三たひ口たゞきしこともあれと、用ゆる人もなし、さらはかならず是より何くれとのあらそひたえさるへしといひに、つるに信牌もとりあけられ、ささけものも御かへしありていたくたゞれけり、そのとしからふとへかの國の船來りて乱暴し、そのゝちゑとろふのあたりにても大にさはきて、おほやけの御武器などまでも皆とりて、南部のさぶらひなんとをもとりこにしてけり、その頃都下のさはきおひたゞしき事なりし、やうやくにして房総相の三州の御備を置れにけり、こそもゑみしの船みえたるか、ことしは必らすきたるへしと、かゝみにうつすことく思ひるたるにはたして來りぬ、この御处置いといったうかたき事にて、翁か輩いふべき事にはあらす、まつ願ひをゆるすとゆるさゝるとの二つにありて、ゆるすときははしことゆたかにして、後のわさはひ至て深し、ゆるさゝるときはわさはひ近きにあれと、そのわさはひ浅かるへし、いつもしちは害あり乱れのほしとなる、たゞ一つの道ありてこそ処置すへけれど、行ふものなけれは其道なし、されば月に雲、花に嵐、いつとも心にかゝらぬお

りはあらず、

これによると、定信が「たひ三たひ□たゝきしこ」とあったのは、一八〇四（文化一）年のレザノフ来日の時のことと読める。その際にも意見を述べたのかどうかは不明であるが、一八〇四年の日露紛争の際に意見書を提出したことについてはいっさい触れていない。定信の記憶違いなのかどうか不詳であるが、「□たゝきしこ」は実は日露紛争のさいのことなのかも知れない。なお、定信の述べた意見は、「用ゆる人もなし」と不満げに記すように、幕府の採用するところとならなかつたようである。

「意見書案」は、現在は四軸の巻物に仕立てられている。各巻に、筆蹟から森銑三氏によると思われる、「蝦夷地一件意見書草案 松平定信自筆」と記した題簽が附されている。そのうちの「意見書案」一は、末尾に「六月十五日」の日付があり、「意見書案」二には、「七月一日」と「七月三日」の日付、「意見書案」三には、「八月三日」の日付が書かれ、「意見書案」四には、日付が付されていない。また、宛所は、「一と三が老中牧野忠精になっているが、一と四には記されていない。なお牧野忠精は、當時勝手掛と朝鮮人来聘掛を担当し、また定信の娘を嫡子の妻に迎えていた。

四通の「意見書案」の全文を以下に紹介するが、草案であるために、走書きのような部分や訂正・加筆が随所に見られ、完全に読むことは筆者には困難であり、ところどころ読めない箇所（その部分は、□ないし「」で示した）があることをお許し願いたい。

この「意見書案」がどのような状況下で書かれたのかを知るために、日露紛争の推移を簡単な年表で示しておこう。

文化三年九月上旬、ロシア軍艦、カラフトクシンコタンの松前藩連上屋を襲い、番人を四人を連行。→松前藩の箱館奉行

文  
化  
四  
年  
四  
月

への届は、四年四月七日。

二二日、箱館奉行、南部藩に箱館出兵を指示。

二三日、エトロフ島ナイホにロシア軍艦米航、上陸して番屋を焼き払い、番人を連行。

二九日、エトロフ島シャナに上陸し、南部・津軽藩兵と交戦。日本側退却し、箱館奉行所支配調役戸田又太夫自害。

五月一八日、箱館奉行、南部・津軽・秋田・庄内藩へ出兵命

令。

一九日、箱館沖に大型異国船渡来。

二二日、ロシア軍艦、カラフトオフィトマリで番屋などを焼く。

二九日、ロシア軍艦、レブン沖で松前商船宜幸丸を襲う。

六月一日、ロシア軍艦、ノシャップ沖で松前藩の楨祥丸を襲う。

三日、幕府、仙台藩へ出兵準備を命じる。

四日、ロシア軍艦、リシリ島に停泊中の幕府の船万春丸を襲い、武器・食糧などを奪って船を焼く。また、上陸して番小屋を焼く。

六日、幕府、若年寄堀田正敦、大目付中川忠英らに蝦夷地見分を命じる。

七日、連行の番人ら八人に書付を持たせ、宗谷に送還。

一〇日、ロシア軍艦の行動の概要を諸大名に触れる。

一六日、幕府、陸奥・出羽・越後の諸大名に海岸防備を

命じる。

二一八日、ロシアの要求は通商、と諸大名に達す。

二九日、朝廷にロシア軍艦の行動の概要を伝える。

〔松平定信蝦夷地一件意見書草案〕一

「口上竟　越中」

去ル十日蝦夷地一件御内話に付、掃部頭存意有之段々被相咄候間、尤之旨申達候、其翌日右咄之趣意書取差出候様にと之義之旨にて、掃部殿<sup>殿</sup>お書付差出有之、尤外に存意無之哉と之旨被相尋候處、一体之旨趣において異存無之旨申之候、右之通りにて外に存よりは無之候へとも、一体誠に不容易一件、中々一寸と御内話を承り候迄にて如此と之建議申上候義は出来不申、只見渡之処にて如<sup>格別之</sup>此存候と申尤御取捨可有之は勿論之義に付、必らず如此と存詰候ほと之趣意には無之候間、兼而左様に御汲取可被下候、全体私之見込之義は、エトロフ嶋等に蛮人おり候はゝ、何とか御手を被揃<sup>攻撃</sup>厳しく打潰し候か、又は外海辺へ蛮船來り候はゝ、火術等にて一旦厳しく焼捨に仕、御武威を被示候上にて、エ蝦夷島々へ狼藉之義何故之旨趣に候哉と、所之奉行位之処々相尋、其答に隨ひ御処置有之かた可然哉と奉存候、

其答に隨ひと申候は、たとへは通商交易を願ひ候処云々に付侵掠いたし候と申候はゝ、交易等之義、急度不相成義に候はゝ仕かた無之候へとも、品に<sup>ノ</sup>被差免候ても不苦御義に候はゝ、一旦不相成<sup>ノ</sup>は御達し有之候へとも國民撫育之為に相願ひ之由は無<sup>ノ</sup>被義<sup>ノ</sup>と申処<sup>ノ</sup>寛大之御沙汰を以て願をほとよく相達し、蝦夷地をも已來右てい狼藉為致不申様約案<sup>ノ</sup>被差出<sup>ノ</sup>召<sup>ノ</sup>らへ候日本人をも相かへし候はゝ、交易之交場所其外は、成たけ後患無之様に被尽御評義可被差免哉、

もし又隣交を絶候心得など不法之<sup>ノ</sup>辞をなし候はゝ、猶夫に付御評義廻可有之候はんか、其返簡は不被遣、只海辺防禦を被尽候外有之ましく哉と奉存候、

一右之通り一旦御武威相立候上は、又其様子からに<sup>ノ</sup>、<sup>ノ</sup>まけて和融之御

不平に候とも<sup>ノ</sup>まけて有之候被成下候て不苦哉と奉存候、  
同海防

沙汰候ても一旦之御武威立候上に付専領國<sup>ノ</sup>戰爭人民困窮之処を以て御寬大を被示候ても可然哉と奉存候

初右之本旨に御座候へとも、処々海上に時々出没いたし、或は無備離島などを不意に狼藉等いたし候節、海辺之御備左様に急にも難立可有

之、諸大名も是非に疲敝いたし可申、其後に至り何かと和融之義相誘ひ候様にては、甚以御威光にも如何哉と奉存候、此節引<sup>ノ</sup>扱<sup>ノ</sup>候は<sup>ノ</sup>行届見せ候ての上に交易など之義申かけ候ては、其処においては<sup>ノ</sup>弥穩に難被成置<sup>ノ</sup>御備<sup>ノ</sup>有<sup>ノ</sup>之場所へ又々此後又々いつ來り候て御武威をいつ可被顯哉も<sup>ノ</sup>有<sup>ノ</sup>之哉と奉存候、

難期<sup>ノ</sup>、其うちに如前文御備不行届嶋々など、益狼藉いたし候ては如何に付、此節穩に候はゝ、まつ先頃狼藉之処を相尋候はゝ、存之外<sup>ノ</sup>戰争<sup>ノ</sup>は好<sup>ミ</sup>不申只通商いたし度のみ之□□□□存之外<sup>ノ</sup>、  
守護<sup>ノ</sup>「尤召捕候ものとも相かへさせ、不法之義之罪を謝し候様にいたし道理をつめ可然奉存候」

詞をあつ<sup>ク</sup>いたし通商之義可由願哉とも奉存候、左候はゝ御評義有之、不苦義に候はゝ、其願ひを程能も可被差免哉、もし又返答之いたしかた失礼<sup>ノ</sup>不法<sup>ノ</sup>、御評義之上夫なりに被成置候處、やは

り今日之姿故、差て害にも相成ルましく哉と奉存候而已にて御座候、乍然是亦実に好ミ候筋にも無之、聊<sup>十分</sup>□如此かた決候は、御為と極々見

詰候ほと迄には難至候へとも、ことに是迄之御評義も不存候間、弥以

此外いたしかた無之義と申事も難申決候、其上通商之義、先年於長崎

表被仰渡かた等も不奉存候事故、只今に至り被差免かたき別之御道理

可有之事哉、是亦内入不奉存候間難申上、只見にいたり候処を以て<sup>義にて</sup>□一ト通り相考候のみ之事にて御評議之端にもと奉存候のミに御座候、

□之義にて見詰十分之義と御汲取不被下候様に仕度御内々此段申上置

候逆も又交易決て不相成候旨趣にて候は、<sup>夫々地理に応し、狼藉</sup>書簡之之糺も無益之事

故、海辺之国々備無之場所等御備之御手筈有之可然義と乍憚奉存候、

俄に<sup>義候では、徒に人情之動き候種にも相成、且急にも</sup>夫とももし又大造之彼是有之□たとひ海上に此上から<sup>船</sup>見候とて

全備仕ましく哉と奉存候、其度々奔走に疲れ不申様に、静を以て彼に対し候御手法可然と奉存

候、たとへは、快く上陸いたさせ伏兵等にて火急に召どうへ候なと、

申様に、事静成御处置有之度事と奉存候、猶是らは其場所<sup>に もよ</sup>に申候

等之事故、一概には難申上候へとも、大意之処奉申上候、只<sup>ト</sup>此節御大切

り候<sup>至極之御時節に付、殿</sup>相默止候ては掃部頭江差出候書取之旨趣も<sup>猶委曲申上度、備前殿御鳴</sup>も有<sup>候</sup>左候は、<sup>差出</sup>内々罷出奉申上候甚以<sup>かましき事に</sup>候へとも、極御内々罷出奉申

上候、

六月十五日

## 【松平定信蝦夷地一件意見書草案】二

〔端裏「備前殿へ進候存より書別帶、但写ノ写そへ」〕

もはや如例之愚意餘りに申上兼候哉に候へとも、御見物之御事、ことに

明朝御成も有之候事故、寸心申上候こと御一覽可被下候、初序に申上候、

此度之義黑白の成り候義甚<sup>一</sup>而<sup>一</sup>冗<sup>一</sup>てきつと下候<sup>一</sup>殿より掃

部殿へなりとも<sup>一</sup>先日之書取に付、了簡も候は<sup>一</sup>、又は了簡も有之哉と

か、又々申上候様になとかろくも又は書取候て宜奉存候、御咄仕有之候

へは、序に可申上候、規<sup>一</sup>まつは甚之御大事に候へは、有之へきは筋候

哉共之義候、所存最終は御議論なき事にて候、是は御内々<sup>一</sup>かたく事之

外不願仕候義<sup>一</sup>は御教被下候て十分に申上候事も御許容、御書取致し候

事も<sup>一</sup>致と奉存候、且別帳一旦返上仕候、

七月三日、

此別帳いかにも実々不法失礼之事過候、本文へは此別帳一覽いたし候と

申とも、又御為故大に奉主張候、

別見

本文御<sup>一</sup>内用御持、弥々手數<sup>一</sup>其扣又改などの延引仕候、まつり

こと御内覽御改

うちに赤人と獵場を互にいたし候程之地處之事に候上、此度厚く其罪を

相謝候、候によつて討手をば被差止通商之義魯西亞屬嶋之扶助に相成候

趣に願ひ候間、以御慈悲通商被差免候旨被仰出候は、名も正しく御武

威も立可申候哉、もし又<sup>とかくに</sup>通商不相成事に候は<sup>一</sup>、御隣国之事に付、属嶋

御手当として年々何いかほと・米何程被下候と申も可然哉、

乍然、是にも一度御威立不申時は、唐山<sup>の</sup>蛮夷<sup>へ</sup>定場<sup>の</sup>品お<sup>く</sup>り候

様成御姿にて御申□も又残念には奉存候あしく申候へは、貢物同様に  
ひゝき残念に奉存候、

もし又侵略之罪に伏不申候時は、とても諸蛮夷之侮をうけ候ては通商被  
免候とて、行々和平には有之ましく、第一御国内之人情も如何哉と、此  
処甚御大切に奉存候へは、御手切わさ／＼申遣候には不及、只害<sup>只海國之</sup>外國之  
御備有之候外<sup>直しのかた</sup>尤かねて被仰付置候兩家へ弥カソサスガ<sup>相勵</sup>

へ御國之御武威見せ候様被仰付、為定極御目付・御使番一両人も可被遣  
哉、兩家大筒鍛練に候はゝ其分之義、左ほとに無之は大筒之もの少しも  
可被遣哉、いづれ重立候ものは不被遣、兩家江御任せかろく御取計ひ有

之度事に奉存候、○以下「一」の部分斜線にて抹消<sup>一</sup>乍然先頃御勤番足輕出し候は兩家に候  
哉、もし其うち之一家にて隔年など申事に候はゝ、右敗走いたし候足  
軽さし出し候家へ斗被仰付、兩家へは不被遣とも可然哉、不法之返答  
にて不伏罪候共、もし又カンサスカ諸島を此方内等又侵し候も如何に候は

ゝ、兩家之うちへ被仰付、かの地にて侵略之罪に伏不申候はゝ、又々エ  
トロフ等へも可相越候間、蝦夷地等へ備差置、かの船來り候はゝ、此度  
は格別武威相示し可申候と、右兩家へ別々御任候て、御手當等も可被下  
置哉、乍然右は此方内仕かけ候ともちかひ、いつ右へ可寄來も難計奉存  
候、乍然外に又被成かたも有之ましく哉、」

右之通りにて一旦御武威を示し候はゝ、手はやに人數引揚、箱館へもと  
りおり候かた可然哉、<sup>ケズ</sup>尤其前に多そ人遣し、嶋の様子ひそかに見置、  
属嶋へ俄に乱入等も手かるく手かるく手たて有之度事哉に奉存候、其上  
にては其方内邊地を侵略いたし候に付、右エトロフ相固候大名何何守宿  
意に存、カンサスカ之辺鄙及騷擾候趣に相聞候、已來右ていにては互に  
空しく人民をさはかせ候義にて、御好不被為在候義に付、已來通交とか

通商とか被仰出候て可然事哉にも奉存候、

一通商之事は御旧典も可有之義、只憶断にはいつれとも難申上奉存候、  
一統評論尽し候上□に可被決哉、只傍観之愚考には、古者平戸等之せ  
つは一向に規律も無之哉に、何となく承り及ひ候、當時とことなり御  
之ことも、

嚴重□是又何となく承及び申候、通商極メテ後害可有之とも難申、

一ヶ所相初り候はゝ、諸蛮夷相望可申哉に候へとも、魯西亞は地を□

朝鮮・琉球に比し候て、被免候御筋も可有之哉、乍然御旧典も不奉存  
候、此義評論も不申合之義、一己にいづれとも難申上奉存候、<sup>○行抹</sup>承知仕候

一箱館辺へ相かゝり候船は魯西亞船には無之よし、春中筑前沖へ相こし  
候も南アメリカ之船之やうす之よし此義如可有之哉、箱館辺へ外之蛮

國之船來り候義も可有之哉に候へとも、右エトロフ騒擾之砌、ことに  
日本之海舶をもおひやかし、遠眼鏡なとて箱館辺をうかゝ見候よ

しに候へは、やはり魯西亞船にて可有之、右を他國之船と申候義に候  
はゝ、異心之ほとも難計、いづれたとひ此上交商被仰付和平に相成候

とも決て無御油断海辺それ／＼御心配は有之度事に奉存候、

第一左様に國々に御及ふましく、伊豆州・佐渡<sup>くら</sup>いの事にて事相済

哉其外八丈嶋等流人之義も猶御処置有之度事哉に奉存候、此間は猶御

義、又は御備之事は、尋も御座候はゝ可申上候、餘り十分過認候かと、甚<sup>甚以</sup>□之義恐入奉存

候事、以上、

書消乱筆御免可被下候、

七月四

二日

〔松平定信蝦夷地意見書草案〕三

魯西亞人致方不法狼藉之上にて交易之事を申聞、交易不相成候時は、又々狼藉いたし可申は必然之勢ひと奉存候、左候へは通商を差免哉に候へ得共、此節にては如何敷可有之哉奉存候、若此處にて交易を被免候へは、弥弱を示し候に當可申奉存候、其上差免さるべきことはも無之、御国内之御示にも相障り可申奉存候、一度弱を被示候へは、取戻は迫も不相成、奉平つゝき候と申候得共、未タ夫々士氣は失ひ不申歟、此上後年に至り、此度之御取計御手弱に候へは、諸方之士氣摧折いたし可申、可申、左候へは、もしや後年今日程之士氣にも參り申ましく哉に奉存候、ことに最初に御手弱成ル所發し候はゝ、たとひ後年通商之上にても、主客之勢ひ変候間、或は銅をこひ、それら金銀をこひ、それら土地をこひ候たくひ、人情・情欲には飽不申候事故、様々不埒を申かけ、不相成と申せは、又々故智により狼藉を示し候と申様に相成可申、並に、諸蛮夷右之故智により通商を申かけ申ましきとも難申に至り可申、追々百年之後之患、今日も御大切之義かと奉存候、御武威被示候上にて候へは、初メ之処あなたとく存候処、通信も相摧、通商之害も大に可少奉存候、初御手を被下候処御大切之到に御座候、右に付又思慮仕候に、來歲にももし願之様子尋に來り候はゝ、其節去年之願ひはそれゝ役人を経てさし上候事故、未タ此表へはいつれとも御下知下り不申と計申、おもき事故あつくとりあつかひ有之候と申告、よくわかり候様したため候て御申遣し度事に奉存候、

先キかた怨も怒も無之様に、実意としためかた有之度事哉に奉存

候、其節蝦夷人一両人出し取扱はせ、日本之兵士は隱置度事に奉存候、右願ひ有無不相知と申時に、何故に侵略いたし候哉など、少し計旨趣詰問の意被加候も可然哉、

夫にて引取候へは其分之義、左て立腹いたし侵掠いたし候はゝ、打払ひ御武威を被示可然哉に奉存候、御返答いつれとも無之に立腹いたし候て攻來り候へは、彼曲にて聊御不道理之事無之、彼方々仕懸候へは、不得已打払ひ等被仰付候ても、恨を被結候には何も無之候、かねて日本地方へ近付キ候はゝ可打払旨は申渡候事故、約条申候事に付、是はくるしかるましく奉存候、右之通り一旦有之、十分御勝利之上は、一統弥士氣も延ひ可申候、其節何かと御返答之被成かた可有之哉に奉存候、通信・通商のこと猶御厚評可有之事哉に奉存上候、もし又有無之答無之ヲ以只引とり候はゝ、まつ一二ヶ年も其儘に被成置、かさねて來り候せつ之御返答、いつれ御治定被成置可然奉存候、海國御備之義は、早々夫々被仰付可然御義に奉存候、たとひ魯西亞通交出来和熟いたし候ても、又々諸蛮夷魯西亞之故智に習ひ申ましきとも難申候へは、御実用專に永久に被施候様御手当は有之度義に奉存候、諸大名も只今之処にてさへ窮候に、又別段之備出来いたし候へは、難義可仕候は必然と奉存候、左候へはおのづから下を虐し、下を虐し候へは騷擾に及び可申候、奥州街道迎も此分にては極めて困憊いたし、人氣不安に至り可申哉、いつれ夫々御主法等は深く被成置候様に奉存候、

將又一兩年に退屈いたし、又々不法侵掠等いたし候はゝ、厳しく打払ひ御武威被示候上にて、御仁恕之義可被加哉、先キかた神妙に御沙汰を相待候か、侵掠に無之穩に返答之模様承りに來り候はゝ、何とか被仰出方可有之哉、先年彼國々通商相願ひ、長崎へ願ひ候様に申付有之後しかと覚不申候へとも、七八年も過候てやうやく長崎へ至り候へは、あの方に

ても左様に敏捷に国事之評義出来可申事とも不被存候へは、御評義延引之義も品よく通したにいたし候はゝ、恨々怒も仕ましく哉、紅毛人通商も已前度々相願ひ、やうやくに相済候事之様に承り及ひ候、尤蛮国にて其義は存可申候へは、実情よく通したにいたし候はゝ可然哉、实々只今にては申かけ之義にて、通交不相成時は諸蛮夷へ対し候ても無面目様に相成候勢ひにも可有之哉に付、此処は能々其情を被得候義、簡要と奉存候事、最初は御武威立候上に候へは可然候へとも、通便之手段いたし通商懇願いたし、侵掠之罪を謝したにいたし候はゝ、其願を可被免哉と認候へとも、段々風説等承り候へは、餘りに勤番等其外船々等之始末、御武威立有之と申場にも無之、甚以如何之様にも風聞仕候、異国斗には無之、御国内之御取締にも、左様にては乍恐甚不可然事哉と奉深患候に付、只今にては通商等早速さしゆるされ申候筋には、萬々有之ましくと奉存候。

再三思慮仕候ても、一体実以不容易御事に付、思慮も難届奉存候、先右段談候処申上候、以上、八月三日、  
〔端裏〕「八月三日、牧のへ出し候扣、」

〔松平定信蝦夷地一件意見書草案〕四

此度蝦夷之離島侵掠いたし候上、唐太島へ連行候日本人を相かへし、それに付ケ候て猶又通商之義願ひ候趣承知仕候、先達ては侵掠之旨趣相尋、不法之答にも無之、只々通商之義相願ひ候はゝ、御評義之上御寛大之御命も可被為在哉、若又不法之答候はゝ被捨置候て、海國之御備御手くはり有之可然段申上候、然ル処一旦御武威を被示候上に候へは、豈重に候段も奉申上候処、此度は右離島之狼藉人數も聊之義に候処、勤番之足輕とも難支様子、衆寡不敵など申候へは、たとひ不手際候とも不及是

非候へとも、左様にも不相聞、ことに唐太にても不手際有之上に候へは、格別不法之詞は有之ましく哉に候へとも長崎へ願ひ候へは願ひ不相叶、恐に不足と存候はゝ此後ロウマ其外之諸蛮夷、かねて日本へ通商いたし候義ことの外相好ミ候義に候へは、追々願ひ出、願ひ不叶候へは、又々侵掠之故智に習ひ候時は是又甚不容易義に奉存たとひ通商有之候ても、魯西亞右ていに存あなり候はゝ、通商之上にも主客之勢ひは大にたかひやうも仕候はゝ、又々我儘等仕ましきも難計、右異國之外にても願ひ御国内にても、申處にて願ひ通りに相成、エトロフにては云々、勤番之士之後レを取候義坏、誹謗仕ましきとも難申候へは、御国内にとり候ては誠に以不安処と奉存候、去レはとて、御手切に成り候へは、又々辺地を騒擾いたし可申可申候、乍然御備有之場所に候はゝ、宜候へとも蝦夷又は伊豆之諸島も、なとは、とても左様に□永々御備も難被差置可有之候へは、右ラ之狼藉にては、とても左様に□幸に御武威も立可申候へと有之時は、又々不一度之不埒に相成り可申候へは、是亦不容易奉存候、此兩端難渋之処は一々認候にも不及□此処違却之義は同様之事と奉存候間、各以仕候。

只今交易之義被免候ては、一向に名無之哉に奉存候、尤交易之義は未に相認申候侵掠いたし候はいかゝ之義に哉、定メて心得ちかひに候はん達に候はんと其罪をならし、其罪を謝し申候はゝ格別、其罪に伏不申うちは交易之

義は難被免、並に通商は日本において不好候へとも、通商無之候ては属嶋等之ものなど難義いたし候義などに候は、もとろ日本御慈悲深き処

ゆへ、猶其趣意を以て難御免し可申かつ何故に通商を左様に望ミ候やなと申旨など、奉行所などる。

先日も、此奉行所より書簡かけ合い之事申上候か、通路無之事に候はゝ、紅毛之船へ申遣候も、紅毛人之心中も難解候へは、左様にも成りかたく可有之候へは一向にエトロフ之船之蝦夷人を使にいたし、船頭の申候ことは同様にてわかりよきやうにいたし遣し候かたにも可有之哉と奉存候。

本文之前出又交易相成候義に候はゝ、右之通りに御座候、もし一切不相成義に候はゝ、尤論も無之御手切之義と奉存候、

々相尋遣し、扱南部・津軽之両家へ、エトロフ勤番之もの先頃は不始末之事にて残念に可存候、此度侵掠之主意御尋候右返簡誤入候て罪を謝不申時は、

直し之方

通商等逆も不被仰付事に候、左候はゝ又々蝦夷諸島へも可来候間、

此度は是非／＼格別に相勵、武威相示し可被申候、格別之功においては、御賞美可被成下など申御趣意云々など、あらばに此節被仰出可然哉に候、

可被捨置に無之候間、両家へ被仰付エトロフより先キ之嶋々二三嶋へも相勵、武威を顯し可被申候、其品に於ては可被賞云々など、義氣を引立両家も難有存候様に相成御手當ノも被下候はゝ、エトロフは蝦夷地うちにも無之、蝦夷ノ屬嶋之義にて、松前領し候、○以下ナシ、

## 二、松平定信の紛争処理策について

一では、ロシア人は「打潰し」、ロシア船は「抗戦焼捨」などにより、日本の「武威」をロシア側に見せつけた上で交渉に持ち込み、そこでの相手側の態度にもよるが、なるだけ寛大に扱って交易を認め、かつ蝦夷地を二度と襲わない誓約をさせることを提案している。その理由は、ロシア軍艦に対する「海辺之御備」は急には整備できないうえ、大名が海防のために疲弊してしまったのに、また、ロシアが軍艦多数を動員し軍事的圧力をかけて交易を要求してきたのちに、やむなく和平に持ち込んで交易を認めたのでは、幕府の「御威光」に拘るというものである。

つまるところ、武威を示したうえで、寛大な措置として交易を認めるという形をとるべきだという主張になる。幕府がどうしても交易は認められないというのであれば、沿岸の海防を強化するしかないが、急に大規模な海防を行ったのでは「人情の動き候種」になり、また諸大名以下が疲弊してしまうので、それには工夫が必要であるといい、対外的矛盾が国内矛盾を激化させるに至ることを憂慮している。

二では、エトロフにおける日本側の敗走という情報をうけて、ロシア側が蝦夷地襲撃を謝罪した場合と謝罪しない場合とに分けて論じている。謝罪した場合は、「魯西亞屬島之扶助」という名目をつけ、幕府の「御慈悲」を示して通商を認めるならば、「名も正しく御武威も立」つのではないか、とにかく幕府としては通商を認められないということであるならば、ロシアは隣国でもあるから、米などの食糧を下賜するという方法も考えられるが、それでは「貢物」同様で残念だという。通商を許可して紛争を終息させるというのが、定信の本音のようである。ロシアが謝罪しない場合、ロシアの「侵掠」をうけ屈服して通商を許可することは、諸外国に対してもみならず、「御国内之人情」という点からも認め

ることはできないので、南部・津軽両藩に命じて「カンサスガノ属島一  
つ二つ」を攻撃させ、「御國ノ御武威」を見せつけ交渉に持ち込み、その  
うえで通商を許可すべきだという。ロシア領を攻撃することによって  
「武威」を示し、そのうえで通商を許可しようという主張である。なお通  
商に関して、それを許可する理由づけとして、「極メテ後害可有之とも難  
申」としたうえで、ロシアは隣国であり、国交関係のある朝鮮・琉球と  
同様の地理的位置にあるのだから、通商を許可する根拠があるのでな  
いか、と書いている点は注目すべきである。

三は、エトロフその他におけるロシア軍艦の攻撃、そして連行した番  
人を釈放したさいに持たせてよこした手紙で、日本側が通商を認めない  
ならば来年に大規模な攻撃をするとを予告し脅迫した、という事実をう  
けて書かれている。ここでは、日本側が武威を示すか、またロシア側が  
謝罪することを前提条件に通商を許可する、という意見書案一、二の主  
張から、「只今にては通商等早速ゆるされ申候筋には、萬々有之ましく」  
という、通商許可に消極的な意見へと変化を見せてている。その理由は、  
日本側のエトロフでの敗走と幕府官船の焼き討ちという軍事的な劣勢、  
およびロシアの脅迫、そしてそれらが産みだした幕府に対するさまざま  
な言説である。通商を開始するとしても、「初御手を被下処御大切之到」  
すなわち最初が肝心なので、軍事的圧力・脅迫をうけやむなく始めるの  
ではなく、武威を示し日本の力は侮りがたいと思わせてからにすべきだ  
という。ロシア側が番人に持たせた手紙への回答を聞きにきたならば、  
重要な案件なのでいまだ決まっていないと答え、それに立腹してなおま  
た攻撃をしてきたら、「打払ひ御武威」を示すべきだともいう。

また、海防体制の構築は早急に、しかも「御実用專に永久に被施」な  
ければならないが、今でさえ困窮している大名に海防強化を命じれば、  
さらに困窮の度を加え、結局は領民に負担を転嫁し、負担を課された領

民が騒擾を引き起こすことになり、さらに、今回の紛争で幕府役人らの  
通行が急増した奥州街道筋では、沿道民衆が負担に堪えかね、「人気不  
安」の事態に至ることが憂慮されている。ここにも、対外矛盾が国内矛  
盾を激化させ、体制的危機に陥ることに対する懸念が表明されている。  
エトロフその他での敗走、それにに対する国内における幕府批判の高ま  
り、それらによる日本の、とりもなおさず幕府の「武威」の失墜、とい  
う事態に直面し、簡単に通商を認めてこの紛争の解決をはかるという方  
法はもはやとれず、とにかくなんらかの「武威」を示し、幕府の「武威」  
を回復させたうえで解決をはかる、という方向が強調されている。その  
理由は、幕府の「武威」を回復しなければ、国外のみならず国内の「御  
示」「御取締」に支障をきたす、という判断があるからである。

四は、意見書案一と三の間に書かれたようで、連行した番人にロシア  
側が手紙を持たせて釈放した、という情報をうけて書かれている。平和  
的に通商を願っては許されなかつたが、「侵掠」すれば認められたという  
ことになれば、幕府の「武威」は立たずに軽蔑され、このロシアのやり  
方を諸外国が真似することになるだろうし、国内でも、「侵掠」されて  
通商を許可した、エトロフでは敗走したなどと批判され、「誠に不安」で  
あるという。また、ロシア側が謝罪しない限り通商を認めてはならない  
が、謝罪すれば、日本がロシア人に慈悲を施すという趣旨で通商を認め  
てはどうか、という案を掲示している。謝罪しない場合は、意見書案二  
にも記されていた、南部・津軽両家に命じて、エトロフより先の二、三  
の島々を攻撃させ武威を示す、という案も示している。ロシアの謝罪を  
条件に通商を認めるというの、紛争処理の基本的な考え方のようであ  
るが、「武威」を国の内外へいかにして示すのかが強調されている。

### 三、「意見書案」の意義

つぎに、この「意見書案」が、第一にそれ以前の松平定信の対外的関係についての意見、とくにラクスマン来日のさいの対応策とどのような関係にあるのか、そして第二に、日露紛争当時に出されたさまざまな言説との関係でどのような位置にあるのかを検討したい。

江戸へ直航することを強く要求するラクスマンへの妥協として、信牌を与えて長崎へ回航させるという案の評議のさいに、松平定信は、長崎へ相こし候へと申義、是亦好候義には無之候へとも、江戸へ是非相こし度旨申候を、いくへも不相成と斗申渡、国書も不請取、献上物も受納無之ときは彼レも失望候はゝ、又いか様にか計策をいたし可申候、日本之御備全備無之うちに、短慮に存切り候て生隙候は、甚以落度たるべき事に付、（中略）何とそ申有メ長崎へ相こし候へと申し候節は、存之外長崎へ可罷越も難計候、そのせつは長崎にて猶評議可有之事に付、蝦夷地よりは宜しく候、已來交易之義不好義に候へとも、是亦不相成と申候せつは、かへつて好て隙を生し候間長崎にて為願、代口物かへ等之義長崎にてかけ合ひ、その上已來長崎にて交易可被仰付か、又は蝦夷地にて交易可被仰付候か、逐てゆる

#### ／評議いたし尤可然候事、<sup>(3)</sup>

という意見を披瀝している。江戸へ来ることを拒否する代償として、長崎港への入港許可証もある信牌を与え、もし長崎へ回航してきたならば貿易を認めようという案である。その理由は、わが国の国防体制が整備されていない段階でロシアと紛争を起こすことはできない、という判断である。すなわち、紛争を回避するためには貿易を認めるのも止むを得ない、ということになる。

このような、ロシアとの戦争を回避するためには貿易も認めざるをえ

ないという考え方には、この「意見書案」のなかに記されている紛争を終息させるために貿易を認めようとする考え方を通じる。また、「意見書案」における定信の意見は、ラクスマン来日の時に、止むを得なければという前提のもとにではあるが、定信がロシアに貿易を認める覚悟をしていった、という推論<sup>(4)</sup>を補強する材料になるであろう。

つぎに、このような貿易容認論は、当時の言説のなかでどのような位置を占めているのかを考えてみたい。その貿易容認論の対極にある主戦論ともいべき主張を展開したのが平山行蔵で、文化四年六月八日に『上執政相公閣下書』、および同年七月に『上北闕書』を書いている<sup>(5)</sup>。一切の妥協を排して、ロシアと一戦を交えようという主張である。「若無復讐之義、則國体不立、威權沮喪、況於聽通商要約乎」（『上北闕書』）と記し、ロシアの攻撃に対する復讐をしなければ、国体は立たず、国家の権威は失われるという。言い換えれば、武威を示さなければ御威光、威信は回復しないという主張である。蒲生君平も『不恤緯』を文化四年六月に書いて、若年寄の水野忠成に提出し、ロシアを撃攘すべしと主張している。

平山行蔵が『上北闕書』のなかで、「頃嘗聞之於流言、縣官有准醜虜通商之請、臣竊謂、縣官必無有此失策」「伏冀、君上赫然震怒、堅持前議、不惑輿論」と書いている。幕府の役人のなかにロシアの貿易要求を認めようとする者がいるという噂があるが、そのような「輿論」に惑わされるなどという点が注目される。ロシアとの貿易を容認する「輿論」が存在したようであるが、その一つとして杉田玄白の『野叟獨語』がある。玄白は、「此時節世將亂の萌見へたる様なり」と書き、世が乱れそうだといふ深刻な危機意識のもとで、その兆候の第一に「魯西亞國の外患」をあげている。「將軍は」夷狄の鐵砲玉一ヶ下民の頭の上を越させ給ひては不相済候事」と書いて、將軍には人民を外敵から護る義務のあることを

指摘したのち、ロシアとの紛争の解決には、交易を許可するか、あるいは戦争して勝利するかの二つしか選択肢はない（交易御免あるか、船を引うけ合戦して打潰すかの二道より外はなき事なり」という）。

しかし、レザノフ長崎来航のさいは拒絶したのに、今回のロシアの攻勢に恐れをなして交易を認めること（「今更唐太エトロフを乱妨されしとて、夫か怖しさに無何事御免あらんは」）は、外国へ対して「御外聞不宜」、また国内の人々も「腑甲斐なき様」思うであろうから、「上の御威光の薄きに似たれば」採用できない。しかし、ロシアと戦争し勝敗は運に任せるとする策は、「御威光」を示すことであり立派至極だが、弱兵で大敗を喫したのでは「末代迄の御恥辱」であり、それとどまらず、「天子より御預りの土地を、一寸なりとも穢され玉ひては、以外相済ざる事」ともいう。弱兵では抗しがたく、敗北してロシアの侵入を受けたのでは、国土を将軍に預けていた天皇に申訳けが立たないという、大政委任論的な見解が述べられている。これでは、貿易を許すこともできないし、さりとて戦争することもできないということになる。

そこで玄白は、使者をカムチャツカに派遣して交渉することを提案している。

荒立ざる様に対話問答し、能々其情を糺し、扱彼望廻も能聞ぬき、飄忽を陳謝し、偏に交易を望む趣ならば、是迄の事互に事情の通せざるより行違ひ有りし其処を弁別し、全く御国威の不引様に詞を調べ、一先交易を許し度ものなり、

すなわち、蝦夷地襲撃に対するロシア側の陳謝、謝罪を条件に、わが国の國威に傷のつかないような文言を選んで貿易を許可するという案である。そしてさらに、

此度は衰弱の時勢を察し、世を救ひ玉ふが第一の御趣意にて、まげて交易を御免被成候はゞ、御恥辱之様なれ共、其時之を必ず雪ぎ玉

と、衰えた国力では戦争はできないのだから、多少の恥辱は辛抱してでも、貿易を許可することによりこの紛争を処理すべきだと主張している。ロシアと戦争することはできないのだから、ロシア側のなんらかの形の謝罪により將軍の御威光を保つことができるならば、ロシアに貿易を許可してもよいのではないかという意見である。また、古賀精里も『擬合牒』において、ロシア側の謝罪を条件として貿易の許可も有り得ることを論じている。

杉田玄白や古賀精里の議論を読んでいると、定信の主張とあまり変わらないことがわかる。ロシア側の謝罪などにより幕府の御威光・武威、面子をなんとか保てるならば、貿易を認めることによってこの紛争を処理しようという定信の考え方は、当時の言説のなかでは孤立したものではなく、『輿論』の一つだったようである。<sup>(8)</sup>

#### 四、幕政の動向

松平定信は、ロシアとの紛争に関して將軍から意見を求められ、さらに蝦夷地へ派遣された若年寄堀田正敦と面談したり、そして、ここに紹介した「意見書案」のような意見書を数度にわたり提出したが、幕府が現実にとった政策とどのように関わるのかを、つぎに検討したい。

文化三年九月のロシア船のカラフト襲撃の報が入るや、箱館奉行は文化四年四月、南部・津軽両藩に蝦夷地出兵の通達を出すとともに、カラフト防衛のため、カラフトとソウヤに防護陣地を設けることを老中へ上申した。これに対し老中は、カラフトに防護陣地を設けるとカラフトを確保しようとしてロシアと軍事的な衝突をおこし、そこで「手違も有之候而」は、諸外国がわが国を軽蔑する端緒となりかねないので、陣地の構築はソウヤのみとするように命じている。<sup>(9)</sup>また、おいおい東北諸大

名に蝦夷地出兵を命じたが、その防御の心得を、「最初より上陸為致間敷と而已存込、速に此方々手指を始候而打払候儀は不宜候事」と指示している。<sup>(10)</sup> 防御はそれなりに固めるものの、ロシアとの軍事的衝突を極力避けようとする姿勢が明白に読み取れる。

幕府は、「此度之儀於公辺秘し有之体」「公辺に而も甚御秘被遊」<sup>(11)</sup>と外部からみられていたように、紛争に関する情報を秘匿していたが、ロシア船の蝦夷地襲撃の噂はまたたく間に広まり、さまざまな風聞・流言・言説が全国的に横溢し、とくにエトロフでの事件はそのような状況を加速させようである。幕府は、その事態を沈静化させるため、文化四年六月十日に、「於世上彼是風聞可有之候問」という理由で、前年のカラフト襲撃からエトロフ攻撃までの簡単な経緯を「書取」で諸大名に報じている。<sup>(12)</sup> 同日に江戸市中へは、「町々において無益之雑説種々風説致し候旨相聞候、以後聊不寄何事彼地之噂咄等決而いたす間敷候事」と、蝦夷地での騒動の噂をすることを禁じた町触が出され、全国的には浮説禁止令が触れられた。<sup>(13)</sup>

箱館奉行所の役人が詰め、南部・津軽両藩兵が守備するエトロフでの敗走と、箱館奉行所調役下役元締戸田又太夫の自殺は、大きな反響を生んだ。箱館在住の田中伴四郎は、六月十三日付けで「誠に不始末之働く事のミ、言語道断に御座候、日本開けて以来他國之人ニ負たる事なき国也、然ル處、此度エトロフの大敗残念不過之候、元來うつかりひよんとしたる人計三人行て居候儘、如<sup>シ</sup>不埒之致方のみ、日本國の大恥也、いつか此恥を雪事や有べき、誠ニ残念至極に御座候」と書き、江刺町の砂金屋又兵衛は、六月二十四日付けの書状に、「天下より陣屋御立被為遊（中略）此度之沙汰は日本勢大に破れ、沙汰之限に御座候、異國之物笑に御座候」と書いた。「日本國の大恥」「異國之物笑」など、幕府の軍事的な面での失点を非難する内容である。このような批判を浴びること自体

が、將軍・幕府の御威光をささえる御武威の著しい失墜である。この局面では、いかに御威光・武威を保てるかが大きな課題となる。

日本側が貿易を許可しないならば、来春に大軍を派遣するとロシアが予告した情報も伝わり、幕府は六月二十八日に再び「書取」<sup>(14)</sup>を出し、「大意は通商之義を一向願ひ候との儀に有之候」と伝えた。それと同時に、東北諸大名に蝦夷地出兵を命じ、陸奥・出羽・越後の沿岸に所領を持つ大名に海岸防備の強化を命じ、さらに若年寄、大目付、目付などを蝦夷地に派遣するなど、武威の建直しのための軍事動員を行った。

ロシアとの紛争の原因是、レザノフへの対応の誤りにあるという批判があつた。さきの杉田玄白は、「長崎の御取扱厳酷に過ぎ、前約違變なりと憤り、（中略）はるばる音物等持參せし使者を、むなしく御返被成候は、夷狄ながら大国へ対し御無礼の様に申」と、レザノフへのひどい応対と、ラクスマンへは貿易許可を仄めかしたにも拘らず、レザノフへ拒絶したのは「前約違變」であり、ロシアに「御無礼」と非難した。林述斎は、「彼方より江戸拝礼一、書簡・進物一、交易・通商三之願に付、此三願とも一ツも御取上ケ無之と申儀は、あまりしき事に而、殊に信牌を被下、御下知通り参り候ものを、此方より信義を失し事」などと、幕府の対応の失敗を非難している。<sup>(15)</sup>

このような批判を念頭に置いて反論するかのように、文化四年八月、老中土井利厚から松前奉行に宛てて通達が出された。<sup>(16)</sup> そこでは、①ラクスマンが持參した書簡も献上物も正式には受け取ってはいない、②ラクスマンに渡した信牌は、交易許可のしるしなどではなく、病気中で連れてこれなかつた漂流民を送還する場合に備えたものである、③レザノフが国王書簡と献上物などを持參したのは、ラクスマン宛て国法書に違反しており、その国法を知らないというから通信・通商に関する論書を渡した、④待遇は、「入牢同様之取計」のレザノフの時よりラクスマンの時

の方がよかつたというが、松前は辺境のため「自然ゆるがせ」になつただけで、長崎には先例がありそれに従つたまで、しかも食料などは長崎の方がよかつた、それ故、長崎でのことを恨んで蝦夷地を襲撃したり、ロシア国王が日本の対応に怒っているなどというのは理解に苦しむなどと説明し、レザノフへの対応の正当性を主張している。

このように、当時の幕府は、外交政策の正当性を主張するとともに、ロシアとの衝突ができるだけ回避することに努めながらも東北諸大名を軍役動員し、オランダ商館長に海戦の方法について問い合わせたことや、江戸から帰つた通詞が「江戸では大がかりな戦争準備がなされ」と語つてゐることに示されるように、それなりの規模の戦争対策もすすめた。<sup>(20)</sup> 定信らの貿易を許可する妥協的な解決方法ではなく、祖法としての鎖国を維持し、武威を誇示するロシア船打払い令を、文化四年十一月に出した。

おそらくは、老中土井利厚の強硬策が優勢であつたようだが、幕府内部には定信的な考え方も影響力を持つていた。そのことをよく示すのが、文化五年二月および三月の松前奉行河尻春之・荒尾成章の上申書<sup>(21)</sup>である。その中で、「打払候内に和を含候而、和談之奥に刀を持」という姿勢であるが、和戦両様の意見を述べている。「和」の方は、「蝦夷地之交易において今度達而彼方々相願候義有候節は、詞をも改、去年去々年狼藉をも相侘候而之事に候はゞ、其段相伺申候」というように、ロシア側の謝罪があれば蝦夷地における貿易を許可してもよいのではないか、という案である。「戦」の方は、日本の海岸を防備するにとどまらず、千石積みクラスの船を十艘ほど建造し、「彼國辺土を責討」「彼國を責討」べきだと主張する。<sup>(22)</sup>

この上申について老中は、貿易を容認する軟弱な策であるとして再考を求めている（「交易之方重之様に而手弱に無之哉」）。これに対して松前

奉行は、「御武威をも示候上、彼方先達而之罪をも詫候上之義」であること、そして、「彼國辺境ヲ仕立、松前附何れ之場処に而も候はゞ、別儀と被成御免御座候方にも可有御座候哉」「致急度候交易と申候而は不相成事に候得共、辺士同士軽き事に候はゞ別義」だと主張している。武威を示しロシア側が謝罪することを前提とし、長崎などでの正式の貿易を認めることはできないが、蝦夷地における「辺士同士」の交易程度ならば、「彼國辺士之養に仕候と申処をも御憐愍被下」という、ロシア辺境の住民に慈悲をかけるという意味を含んで認めてはどうか、という意見である。この意見の前提には、ロシアとは戦争できないという認識がある。

そこで、「戦」の方が潔く聞こえるが、「御国力之統可申哉之程」を考えなければならぬという。蝦夷地出兵を命じられた仙台藩と会津藩は、合わせて八十万石になるが、わずか三千の出兵でも「両家聊労不申候とは難申」ありさまであり、南部・津軽両藩には拝借金を許したが、両藩の窮乏を救うには到底至らず、幕府の財政運営にも悪影響を及ぼし、また、負担を転嫁される人民は役負担に耐え難く、「難渋之内には不慮之変をも引出し可申程も難計」と、民衆の蜂起を懸念している。すなわち、外患が内憂を激化させる事態への憂慮である。

この上申書に展開されている松前奉行の意見は、松平定信や杉田玄白などの考え方によく似ている。すなわち、ロシア側の謝罪により幕府の武威・御威光をなんとか保つことができれば、国境地帯での小規模な貿易を認めて紛争を処理しようとする案である。その前提には、日本側の「国力」「弱兵」では、ロシアと戦争すれば勝利はおぼつかないし、外患が内憂を激化させる恐れが強いという認識がある。松前奉行のロシアの謝罪を条件に貿易を認めるという考え方には、松平定信の意見に影響されたものであるかどうか不詳であるが、そのような考え方が幕府内部の「輿論」の一つであったことを示す。

おわりに

(3) 東京大学史料編纂所所蔵写本「魯西亞人應接手留」。

(4) 拙著『松平定信』(中公新書、一九九三年)一七二~八五頁。

(5) 『日本海防史料叢書』第五卷、二七三~七七頁。

(6) 『日本経済大典』第二十九卷、三一~五頁。

(7) 『日本經濟大典』第二十六卷、二九~二〇頁。

(8) この時のさまざまな言説に関しては、井野辺茂雄『維新前史の研究』(中文館書店、一九三五年)二一九~三九頁が詳細である。

(9) 『新撰北海道史』第五卷史料一(北海道厅、一九三六年)所収の「休明光記附録」一~七一頁。

(10) 同前、一二三~二三二頁。

(11) 『加賀藩史料』第十一編、六一八頁。

(12) 『御触書天保集成』下、六五三六号、八五八頁。

(13) 『通航一覽』第七、三一四~一五頁。

(14) 浮説禁令については、『京都町触集成』第八卷、四四二頁、滋賀県立図書館所蔵「膳所藩記録」三十三、七月二三日条、「熊本藩町政史料」一月行事記録抜書(細川藩政史研究会編、一九八九年)二七九頁、七月廿四日条、「紀州田辺万代記」第十一卷(清文堂出版、一九九三年)四八五頁、越中史料集成4「町吟味書御触留」(桂書房、一九九一年)五一三頁、安中市教育委員会編『安中宿本陣文書目録』目録番号二四号「蝦夷地一件につき風説禁止請印」などに収載されている。

(15) 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷(三一書房、一九八七年)七五七頁。

(16) 『村上市史』資料編2近世一藩政編(村上市、一九九二年)九一~一二頁。

(17) 『御触書天保集成』下、六五三七号、八五七頁。

(18) 東京大学史料編纂所所蔵「大河内文書 林述斎書簡」所収、文化四年六月廿六日付老中松平信明宛て林述斎書状。

[註]

(1) 「老中松平信明の辞職と復職」(『南紀徳川史研究』五、一九九四年)一〇六頁。

(2) 東京大学史料編纂所所蔵写本。

(19) 「蠶餘一得」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』3、汲古書院、一九八一年)所収「論松前奉行魯西亞応援始末」七八~八〇頁。

(20) 『長崎オランダ商館日記』四(日蘭学会編、一九九一年)一八〇八年一月二十一日の条(一八一頁)、同年三月一日の条(一八八頁)。

(21) 「休明光記遺稿」(『新撰北海道史』第五卷史料一所収) 一三三二~三九頁。

(22) ロシア領の攻撃という策は、主戦論の平山行蔵などは当然として、松平定信にもみられたものである。また、エトロフでロシア軍艦に攻められて退却したなかの一員であった間宮林藏は、少し後であるが、ゴローニンに対して、「フヴォストフの来寇があった後に、日本側では三艘の船をオホーツクへ送つて、同地を土台石まで焼払はうと思つてゐた」と語っている(ゴローニン『日本幽囚記』上、三六八頁、岩波文庫)。

(23) 「御威光」と象徴―徳川政治体制の一侧面―」(『思想』七四〇号、一九八六年) 一五二頁。

付記 松平定信「蝦夷地一件意見書草案」については、秋月俊幸氏(元北海道大學法學部講師)にその所在をお教えいただき、調査にあたっては北見市立北見図書館にお世話になりました。